

第4章 施策の体系

1. 施策の方向と各主体の役割
2. 重点施策

1. 施策の方向と各主体の役割

空 気

生活
環境

空気の主な汚染源として、自動車や工場・事業場の燃焼設備からの排出ガスなどがあげられます。数値目標を定めた二酸化窒素濃度は年々改善傾向にありますが、自動車交通量が多い幹線道路沿道においては、自動車排出ガスの影響が大きく、さらなる対策の強化が課題となっています。また、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント濃度は、環境基準を上回る状況が続いていることに加え、微小粒子状物質（PM2.5）等の新たな環境汚染物質による影響も懸念されています。

これらのことを踏まえ、大気汚染物質の排出を低減するために、発生源の実態や汚染の状況を把握しながら、自動車交通と工場・事業場の対策を柱とした施策を推進します。

目標：深呼吸したくなるまち

【全体の数値目標】 二酸化窒素濃度 0.04ppm 以下

施策の方向と各主体の役割

自動車交通に伴う大気汚染の防止

■自動車交通量低減対策の推進

○公共交通機関の利用促進、自転車や徒歩による交通への移行を進めます。

《個別指標》登録自動車台数、各駅駐輪場の収容台数

市民の役割

- ・自転車を利用するように努めます。
- ・公共交通機関を利用するように努めます。
- ・マイカー通勤の自粛に努めます。

事業者の役割

- ・環境定期制度の普及を図ります。
- ・マイカー通勤の自粛を促します。
- ・共同輸配送等による物流の合理化を図ります。

市の役割

- ・その1 コミュニティバスをはじめとした公共交通機関の利用を促します。
- ・その2 歩行者空間の整備を進めます。
- ・その3 自転車の利用促進や徒歩の交通を促します。
- ・その4 乗り入れ状況に応じた駐輪場の整備を行います。
- ・その5 国、県などに働きかけ、自動車総量抑制、交通量抑制の推進を図ります。

■自動車の利用方法の転換促進

○次世代自動車等への転換を促進し、自動車から排出される汚染物質を減らします。

《個別指標》省エネルギー型車両導入率

- | | |
|--------|---|
| 市民の役割 | ・低公害車や次世代自動車等を購入・使用するよう努めます。 |
| 事業者の役割 | ・低公害車や次世代自動車等の導入を進めます。
・共同輸配送等による物流の合理化を図ります。 |
| 市の役割 | ・その6 低公害車や次世代自動車等の導入を進めます。
・その7 低公害車や次世代自動車の導入を促します。 |

○エコドライブなど自動車の適正使用、効率的な使用についての啓発に努めます。

- | | |
|--------|---|
| 市民の役割 | ・長時間停車時のアイドリングストップに努めます。
・エコドライブに努めます。
・カーシェアリングの導入に努めます。 |
| 事業者の役割 | ・共同輸配送等による物流の合理化を図ります。
・エコドライブに努めます。 |
| 市の役割 | ・その8 エコドライブ運動を進めます。
・その9 カーシェアリングの導入促進に努めます。 |

○交通の流れをスムーズにします。

《個別指標》交差点改良件数、交通規制要請・要望件数

- | | |
|--------|--|
| 市民の役割 | ・道路交通情報（カーナビ等）を活用します。 |
| 事業者の役割 | ・駐車場の整備に努めます。 |
| 市の役割 | ・その10 ラダーパターンの幹線道路の整備を進めます。
・その11 渋滞解消・緩和のための道路整備を進めます。
・その12 交通実態に適合した交通規制を要請します。 |

■道路周辺の大気の監視

○道路周辺の大気汚染の状況を把握し、浄化に努めます。

《個別指標》植樹した街路延長

- | | |
|------|--|
| 市の役割 | ・その13 主要な幹線道路沿いでの、窒素酸化物の簡易測定を行います。
・その14 大気汚染に考慮し、主要な幹線道路に街路樹を設けるように努め、樹種選定においては大気浄化機能を考慮します。 |
|------|--|

1. 施策の方向と各主体の役割

事業活動に伴う大気汚染の防止

■ばい煙等大気汚染物質対策の推進

○ばい煙等大気汚染物質の排出を抑制します。

- | | |
|--------|---|
| 事業者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設の適切な設置や良質燃料への転換、施設の適正な維持管理を行います。 ・大気汚染物質の排出の状況を把握し、規制を守ります。 ・適正な燃焼管理のできない状態で廃棄物等を燃やすことのないよう努めます。 ・施設・設備の更新に際しては、低公害型の機器の導入を進めます。 |
|--------|---|

■悪臭や粉じん対策の推進

○悪臭・粉じん被害の発生を防止します。

《個別指標》悪臭に係る公害苦情件数、粉じんに係る公害苦情件数

- | | |
|--------|--|
| 市民の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみは、収集日に出すように努めます。 |
| 事業者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の漏出や粉じんの飛散を防止し、施設の適正な維持管理を行います。 |
| 市の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・その 15 悪臭や粉じんの排出状況の指導・監視を継続します。 |

大気環境の監視と適切な情報提供

■大気の状態の把握・情報提供

○国や県との連携・協力の下で、市内の大気汚染の状況を把握し、情報を提供します。

《個別指標》大気環境基準が定められている物質の濃度、

光化学スモッグ注意報等発令回数

- | | |
|-------|--|
| 市民の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染に関する情報を把握し、健康被害の防止に努めます。 |
| 市の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・その 16 市内の大気を代表する地点で、窒素酸化物の簡易測定を行うとともに、県等と連携し、必要に応じて市民等に情報を提供していきます。 |

水

生活
環境

河川の水質は着実に改善していますが、さらなる水質の向上を図るため、水質汚濁の主な原因である工場・事業場排水と生活排水について、排出の実態や汚染の状況を把握しつつ、汚濁負荷物質の排出抑制と下水道等による適正な処理を中心とした対策を進めます。あわせて、河川の持つ浄化機能に配慮した各種の施策を推進します。

目標：きれいな川のあるまち

【全体の数値目標】BOD（生物化学的酸素要求量）

境川	3 mg/ℓ	以下
引地川	2 mg/ℓ	以下

施策の方向と各主体の役割

事業活動に伴う水質汚濁の防止

■工場・事業場排水対策の推進

○水質汚濁物質の排出を抑制します。

《個別指標》工場立入検査結果

事業者の役割

- ・水質汚濁負荷物質の排出の状況を把握し、規制を守ります。
- ・排水処理設備の維持管理に努めます。
- ・保管している油などが流出しないよう、管理・監視に努めます。

市の役割

- ・その 17 工場・事業場への水質汚濁負荷物質の指導・監視を継続します。

○公共下水道等による適切な工場・事業場排水処理を行います。

《個別指標》下水処理場放流水のBOD・窒素・りん濃度

事業者の役割

- ・公共下水道への排水接続を進めます。
- ・厨房などから発生する調理くず等の適正処理に努めます。
- ・洗剤の適正な量の使用に努めるとともに、石けんの利用に努めます。
- ・路上などの汚水処理ができない場所で洗浄を行わないようにします。

市の役割

- ・その 18 公共下水道施設の質的向上に努めます。
- ・その 19 工場・事業場排水の公共下水道への接続を促します。

1. 施策の方向と各主体の役割

生活排水による水質汚濁の防止

■生活排水対策の推進

○公共下水道による適切な生活排水処理を行います。

《個別指標》処理区域内水洗化人口率

市民の役割

- ・公共下水道が利用できる地区では、速やかに排水を接続します。
- ・厨房などから発生する調理くず等の適正処理に努めます。
- ・洗剤の適正な量の使用に努めるとともに、石けんの利用に努めます。
- ・路上などの汚水処理ができない場所で洗浄を行わないようにします。

市の役割

- ・その 20 生活排水の公共下水道への接続を促します。
- ・(再掲) 公共下水道施設の質的向上に努めます。

○生活排水や下水道の役割についての意識を高めます。

《個別指標》下水道ポスター展応募点数

市民の役割

- ・生活排水が河川等を汚さないように努めます。

市の役割

- ・その 21 下水道に関するイベントや学校教育等により、生活排水と下水道の役割についての意識啓発を進めます。
- ・その 22 家庭からの生活排水による下水処理の負荷軽減に向けた啓発を進めます。

○公共下水道が整備されていない地域での適切な排水処理を図ります。

《個別指標》合併処理浄化槽の設置基数・累積設置基数

市民の役割

- ・公共下水道の整備されていない地域では、合併処理浄化槽を利用するよう努めます。
- ・浄化槽の定期的な点検を行います。

市の役割

- ・その 23 し尿汲み取り式便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促します。
- ・その 24 し尿浄化槽放流水・生活雑排水の汲み取りを継続します。

さらなる河川水質の向上

■自然浄化機能の回復

○河川の自浄作用を高めるため、多自然川づくりを検討します。

- 市の役割**
- ・その 25 河川の生態系に配慮した変化に富む多自然型改修に努め、関係機関へ要請します。
 - ・その 26 上流・下流自治体との広域的な連携を図ります。

○道路側溝や排水路の定期的な清掃を行います。

《個別指標》側溝土砂清掃延長

- 市民の役割**
- ・地域と行政が連携した美化活動へ参加します。
- 市の役割**
- ・その 27 側溝や河川の清掃を継続します。

■健全な水循環の推進（「水循環」を参照してください。）

■水域の状態の把握

○公共用水域の水質汚濁の状況を把握します。

《個別指標》人の健康の保護に関する環境基準項目超過検体数

- 市の役割**
- ・その 28 境川・引地川の水質の測定・評価を継続します。
 - ・その 29 水質汚濁の原因の把握に努めます。

1. 施策の方向と各主体の役割

音

生活環境

近年は、公害苦情のうち、騒音に関する内容が多くなっており、良好な生活環境を保つ上で大きな課題となっています。騒音の発生要因として、工場・事業場や建設作業等の事業活動（固定発生源）、自動車、鉄道などの交通機関（移動発生源）があげられるほか、店舗等の営業騒音や日常的な生活騒音といった近隣騒音も問題となっています。これらの問題を解消するため、各種の事業活動や道路交通をはじめとした、発生源での騒音・振動防止対策等の施策を推進します。

目標：静けさを感じるまち

【全体の数値目標】 市内全調査地点で環境基準をクリア

施策の方向と各主体の役割

事業活動等に伴う騒音・振動の防止

■工場・事業場の騒音・振動防止対策の推進

○工場・事業場での騒音・振動防止対策を進めます。

《個別指標》 工場・事業場からの騒音・振動公害苦情件数、改善指導件数

事業者の役割

- ・工場・事業場の騒音・振動状況を把握し、規制を守ります。
- ・工場・事業場では近隣に迷惑をかけない機械等の配置に努めます。
- ・工場・事業場での低騒音・低振動型機器類の導入に努めます。
- ・防音施設、振動防止施設、防音壁や緑地帯の設置に努めます。

市の役割

- ・その 30 工場・事業場への騒音の指導・監視を継続します。

■屋外作業に伴う騒音・振動防止対策の推進

○屋外作業に伴う騒音・振動防止対策を進めます。

《個別指標》 物流拠点等からの騒音・振動公害苦情件数、改善指導件数

事業者の役割

- ・屋外作業に伴う騒音・振動状況を把握し、規制を守ります。
- ・資材の積み下ろし、運搬機器使用等による騒音・振動の発生防止に努めます。
- ・防音壁、緑地帯の設置に努めます。
- ・低騒音、低振動機器への切替に努めます。

市の役割

- ・その 31 屋外作業に伴う騒音の指導・監視を継続します。

■建設作業の騒音・振動対策防止の推進

○周辺環境に配慮して建設工事を行います。

《個別指標》建設作業に伴う騒音・振動公害苦情件数、特定建設作業の届出件数

事業者の役割

- ・建設作業の工法、機械の配置、建設作業時間帯等について、周辺環境に配慮するよう努めます。
- ・建設作業への低騒音・低振動型機械類の導入に努めます。

市の役割

- ・その 32 騒音・振動を発生する建設作業への指導を行います。
- ・その 33 必要に応じ建設作業騒音・振動の実態調査を行います。

■営業騒音防止対策の推進

○営業騒音の防止対策を進めます。

《個別指標》飲食店・娯楽業・卸売小売業からの騒音苦情件数

事業者の役割

- ・営業騒音の防止に努めます。

市の役割

- ・その 34 必要に応じ営業騒音の実態調査を行います。
- ・その 35 音響機器を使用する営業店等への指導を行います。

■生活騒音防止対策の推進

○日常の生活に伴い発生する騒音の防止に関する意識啓発を行います。

市民の役割

- ・地域別での生活騒音防止ルールづくりに努めます。
- ・付近の迷惑になるような音を出さないよう心がけます。

市の役割

- ・その 36 生活騒音防止に関する意識啓発活動を行います。

○健康リスクに関する情報収集と提供を行います。

市の役割

- ・その 37 低周波音などの環境問題についての情報収集及び提供を行います。

1. 施策の方向と各主体の役割

交通に伴う騒音・振動の防止

■道路交通騒音・振動防止対策の推進

- 自動車交通対策を進めます。(各主体の役割は「空気」を参照してください。)
- 自動車の利用に伴う騒音・振動への配慮を進めます。

市民の役割

- ・自家用車などを適正に整備するとともに、運転にあたっては騒音の防止を図ります。
- ・自動車を運転するときは、制限速度を守り、急発進・急加速等を控えます。

事業者の役割

- ・大型車（輸配送車等）が生活道路や外側車線を走行しないよう努めます。
- ・積載量や走行速度に関する規制を守ります。
- ・保有車両を適正に整備するとともに、運転にあたっては騒音の防止を図ります。
- ・共同輸配送等による物流の合理化を図ります。

市の役割

- ・その 38 自動車の利用に伴う騒音・振動の実態調査を行い、対策の要請を行います。

- 道路交通騒音・振動の状況を把握し、緩和対策を行います。

《個別指標》道路に面する地域の騒音

市の役割

- ・その 39 主要な幹線道路沿いでの、騒音・振動の測定・評価を継続するとともに、必要に応じて対策の要請を行います。
- ・その 40 主要な幹線道路に低騒音舗装（排水性舗装等）、植樹帯の整備に努めます。

■鉄道騒音・振動防止対策の推進

- 新幹線鉄道等の騒音・振動の調査を行い、関係機関へ対策を要請します。

市の役割

- ・その 41 鉄道会社への適切な騒音・振動対策の要請を継続します。
- ・その 42 必要に応じ鉄道騒音・振動の実態調査を行います。

美化

生活
環境

清潔できれいなまちを多くの市民が望んでいることを踏まえ、美化意識の向上を図るとともに、市民や事業者など様々な主体が連携・協力して取り組む美化活動を広げることによって、ポイ捨てや不法投棄による散乱ごみをなくし、身近な環境を美しく保つための施策を推進します。

目標：散乱ごみのないきれいなまち

【全体の数値目標】「散乱ごみの少ないきれいなまち」だと思える市民割合 50%

施策の方向と各主体の役割

地域美化のさらなる推進

■不法投棄・ポイ捨ての防止

○不法投棄のない環境づくりを進めます。

《個別指標》リサイクルステーションの不法投棄、不法投棄回収量

市民の役割

・不法投棄の防止のため所有地の清掃に努めます。

市の役割

- ・その 43 不法投棄防止に関する意識啓発を行います。
- ・その 44 定期的なパトロールを行います。
- ・その 45 悪質な不法投棄に対し厳正に対応します。

○ポイ捨てを防止します。

市民の役割

・ポイ捨て防止に努めます。

事業者の役割

・ポイ捨て防止を進めます。

市の役割

- ・その 46 ポイ捨て防止に関する意識啓発を行います。
- ・その 47 「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の周知啓発を行います。

1. 施策の方向と各主体の役割

■美化活動の推進

○美化活動を進めます。

《個別指標》清掃の日のごみ収集量、例月まち並み清掃のごみ収集量、
クリーンキャンペーンの参加者数、清掃の日の参加者数

市民の役割

- ・環境事業推進員の拡大・充実により実践的な活動を進めます。
- ・「清掃の日」へ参加します。
- ・環境美化活動へ積極的に参加します。
- ・きれいな公園等の維持に努めます。

事業者の役割

- ・工場・事業場等周辺の清掃に努めます。
- ・「清掃の日」へ参加します。

市の役割

- ・その 48 美化活動を推進する団体を支援します。
- ・その 49 ボランティア活動を促進するなどの対応を検討します。
- ・その 50 きまりを守らない看板等を撤去します。
- ・その 51 公共用地の美化を進めます。

○アダプトプログラムを推進します。

《個別指標》アダプトプログラム参加者数

市の役割

- ・その 52 アダプトプログラムへの支援を行います。

市民・事業者の美化意識の向上

■美化意識の普及・啓発

○美化活動に関する情報を共有します。

市民の役割

- ・地域美化に関して家庭や地域で話し合います。

事業者の役割

- ・地域美化に関して事業所内で取組みを検討します。

市の役割

- ・その 53 広報等で美化に関する市内の取組み等の情報を発信します。

○市民や事業者の美化意識を育みます。

《個別指標》大和市環境ポスターコンクールへの応募状況

市民の役割

- ・大和市環境ポスターコンクール等へ参加します。

事業者の役割

- ・大和市環境ポスターコンクール等へ参加します。

市の役割

- ・その 54 美化意識の啓発を進めます。

緑

自然
環境

緑は、生物や人間の生命活動にとって、重要な環境資源です。また、地球環境保全の面から、温室効果ガスの吸収源として地球温暖化の防止に役立つとともに、その緑陰効果はヒートアイランド対策としても有効です。さらに、健全な水循環の確保や、都市域における災害防止、防音等の生活環境の保全、生活にうるおいをもたらすレクリエーション機能など様々な恵みをもたらしてくれます。

いまある樹林地や農地、斜面の緑や川沿いに残る水辺の緑などを極力保全しつつ、都市型緑化によってまちなかの緑を増やし、生活のうるおいとなるような緑を育てていく施策を推進していきます。また、市民の参加とつながりによる活動を積極的に拡大し、実践していきます。

目標：緑豊かなまち

【全体の数値目標】 保全緑地契約面積等 26.2ha

施策の方向と各主体の役割

既存の良好な緑の保全

■緑の拠点づくり

○大和市の緑の拠点である「6つの森」及びふるさと軸(境川、引地川沿い)の緑地を保全、整備します。

市民の役割

- ・市に残された緑を大切にし、緑の保全に努めます。

市の役割

- ・その 55 大和市緑の基本計画に基づく「保全緑地」を確保します。
- ・その 56 緑地保全契約等により「保全緑地」の確保に努めます。

■樹林地の保全と活用

○市街化区域内樹林、社寺林を保全するとともに、雑木林を復元し、鳥と虫の棲む森を創出します。

《個別指標》保存樹林面積

市民の役割

- ・樹林地が不法投棄の場とならないように努めます。
- ・所有している樹林地は、継続的に保全するよう努めます。

市の役割

- ・その 57 保存樹林、市民緑地制度の活用により緑地の保全を進めます。

1. 施策の方向と各主体の役割

■農地の保全と活用

○田園風景及び農地を保全するとともに、市民農園や観光花農園を拡充します。

《個別指標》市民農園・観光花農園の状況、研修会参加者数

事業者の役割

- ・市と協力して生産緑地の保全に努めます。
- ・休耕地を市民農園等に利用するよう協力します。

市の役割

- ・その 58 農地の集約化や農業基盤整備により優良農地を確保し、良好な田園風景を保全していきます。
- ・その 59 立地条件及び地権者や周辺住民の意向により、農地を市民農園や観光花農園として利用していきます。

○地域内資源循環につながる地産地消のシステムづくりへの取組みを進めます。

市の役割

- ・その 60 地産地消の啓発を進めます。

緑豊かな都市空間の創出

■緑の動脈の形成と公共施設の緑化推進

○緑の拠点やふるさと軸をつなぐ緑の動脈を整備します。

《個別指標》都市計画道路の緑化延長率

市の役割

- ・（再掲） 大気汚染に考慮し、主要な幹線道路に街路樹を設けるよう努め、樹種選定においては大気浄化機能を考慮します。
- ・その 61 大和市緑の基本計画に基づく、ビオトープを意識した緑のネットワークの形成を行います。
- ・その 62 境川、引地川の水辺空間を活用した緑化に努めます。

○公共施設の緑化を進めます。

《個別指標》都市公園等の状況、公共施設緑化面積

市の役割

- ・その 63 都市公園等の公共施設において、市街地内の良好な環境形成に寄与する積極的な緑化を進めます。

■住宅地・商工業地の緑化推進

○緑視を重視した生垣などの緑化を進めます。

《個別指標》保存生垣延長

市民の役割

- ・ブロック塀を生垣にかえたり、庭に草木を植えるなどの、宅地内緑化に努めます。

事業者の役割

- ・事業場敷地内の緑化に積極的に努めます。

市の役割

- ・その 64 住宅地の緑化を進めるにあたり、市民が行う緑化に対して技術的及び物的支援を行います。
- ・その 65 工業地緑化に際しては、緑化技術の指導・支援を行い、企業と協力し緑化を進めます。

○開発に伴う緑地を確保します。また、駅前空間、商店街の緑化を進めます。

- 事業者の役割**
- ・地域の一員として地域環境の向上に寄与するため地域の緑化に貢献します。
 - ・商店街の緑化に努めます。

- 市の役割**
- ・その 66 開発に伴い緑地を設けるよう促します。

■都市型緑化の推進

○都市型緑化を推進します。

- 市民の役割**
- ・緑のカーテンなどによる壁面の緑化に努めます。

- 事業者の役割**
- ・事業所建物の壁面緑化、屋上緑化に努めます。

- 市の役割**
- ・その 67 公共建築物やその他の構造物等における壁面緑化、屋上緑化を進めます。

市民・事業者との連携・協力

■緑の意識啓発

○緑化関連事業を開催します。また、緑に関する情報を提供します。

《個別指標》グリーンアップセンターでの講座参加人数

- 市民の役割**
- ・日常生活の中で緑に関心を持ち、緑を愛し大切にすることを育みます。

- 市の役割**
- ・その 68 緑化教室、緑化イベント、シンポジウムなどを開催します。
 - ・その 69 緑に関する情報を積極的に発信します。

■参加のシステム・ネットワークづくり

○参加により公共緑化を進めます。

- 市民の役割**
- ・緑に関心を持ち緑化活動に積極的に参加します。

- 事業者の役割**
- ・緑化活動に積極的に参加します。

- 市の役割**
- ・その 70 市民参加による緑化活動を積極的に進めます。
 - ・その 71 市民の自主的な緑化活動を支援します。

○市民相互をつなげる情報システムを構築します。

《個別指標》みどりの愛護会登録数

- 市の役割**
- ・その 72 緑化ボランティアリーダーを育成します。
 - ・その 73 緑化ボランティアを育成し、相互をつなぐネットワークを作ります。

1. 施策の方向と各主体の役割

生物

自然環境

都市化に伴い減少してきた野生の動植物を守り、豊かな都市生態系を育てていくため、これら動植物についての調査を継続し、外来種等の脅威から直接的な保護に努めるとともに、緑地などの生息・生育場所を保全し、生物にとって好ましい環境を創出するための施策を展開します。

目標：多様な生物とのふれあいのあるまち

【全体の数値目標】 「身近に多くの種類の動植物とのふれあいのあるまち」だと思える市民割合 50%
市内でミンミンゼミの生息が継続的に確認されていること

施策の方向と各主体の役割

豊かな都市生態系の保全

■野生動植物の保護

○市内に生息・生育する野生動植物についての調査を継続して行います。

《個別指標》セミの抜け殻調査による自然度調査数、
ツバメ情報調査による巣立った雛の数

市の役割 ・その 74 生息・生育場所の調査を継続します。

○市内に生息・生育する野生動植物の保護に努めます。

《個別指標》保存樹木数、傷病鳥獣保護件数

市民の役割 ・愛護や観賞目的の動植物を野性化させたり、魚や昆虫などを他地域から移入することのないようにします。
・自然の動植物をむやみに採集しないようにします。
・河川に釣り糸や釣り針を放置したり、自然が分解できないプラスチックごみを捨てるなど、動植物の生息・生育を阻害する行為はしないようにします。

事業者の役割 ・生物の保護に配慮した事業活動に努めます。
・農薬や化学肥料の使用量を減らした環境保全型農業を進めます。

市の役割 ・その 75 野生動植物の継続的な保護を図ります。
・その 76 野生動植物の保護に関する意識啓発を行います。

○外来生物対策を推進します。

《個別指標》外来種の捕獲個体数

市の役割 ・その 77 外来種による在来生態系への影響について情報収集と その提供に努めます。

野生動植物の生息・生育状況の把握

■野生動植物の生息・生育場所に関する情報の蓄積

○野生動植物の生息・生育場所を調査し、それらに関する情報を整理・蓄積していきます。

市の役割 ・その 78 市民環境調査を継続し、調査結果を整理・蓄積し、市民・事業者と情報を共有します。

■野生動植物の生息・生育場所の確保

○野生動植物の生息・生育場所に関する情報を共有し、保全活動に活用します。

市民の役割 ・動植物情報をもとに生息・生育場所を荒らさないようにします。

事業者の役割 ・開発等の際には動植物情報の把握に努め、生物の生息・生育空間に配慮します。

市の役割 ・その 79 緑地保全地区等の指定の措置により生息場所・生育場所としての緑を保全します（詳しくは「緑」を参照してください。）
・（再掲）市民環境調査を継続し、調査結果を整理・蓄積し、市民・事業者と情報を共有します。

・その 80 野生動植物が、より生息・生育しやすい環境にするための維持・管理を行います。

○野生動植物の新たな生息・生育地の創出に努めます。

事業者の役割 ・事業所敷地内のビオトープと学習の場の開放（提供）に努めます。

市の役割 ・（再掲）大和市緑の基本計画に基づく、ビオトープを意識した緑のネットワークの形成を行います。

・（再掲）河川の生態系に配慮した変化に富む多自然型改修に努め、関係機関へ要請します。

・その 81 新たな生息・生育場所の確保を行います。

・その 82 緑の創出にあたっては、野生動植物情報をもとに生物の生息・生育に適した空間となるように配慮します。

1. 施策の方向と各主体の役割

景観

都市環境

地域における自然・歴史・文化などの資源を保全し、それらの特性を景観づくりに生かすため、景観づくりの中心を担う市民、地域社会の一員である事業者、景観づくりの推進役である市が協力しながら、景観に配慮した公共施設や民間建築物の整備などを行い、良好な景観の保全や創造を推進していきます。

目標：魅力ある街並み

【全体の数値目標】「魅力ある街並みを持っているまち」だと思える市民割合 40%

施策の方向と各主体の役割

残された自然景観の保全・活用

■ 自然環境と共生した景観づくり

○ 6つの森や斜面林、まとまった農地・公園など良好な緑を保全し、活用していきます。

(各主体の役割は「緑」を参照してください。)

○ 引地川・境川においては、周辺の緑や街並みと一体となった水辺の景観づくりを進めます。(各主体の役割は「都市空間」を参照してください。)

良好な街並み景観の形成

■ 緑豊かな落ち着いた住宅地の景観づくり

○ 美しい街並みの積極的な保全・継承に努め、さらに街並みとしての連続性を図ります。

《個別指標》 建築協定区域面積、地区計画区域面積、街づくり協定区域面積

市民の役割

- ・ 市民一人ひとりが参加し、地域の景観づくりを進めます。
- ・ 地区ごとの景観づくりやルール（地区計画、建築協定、街づくり協定等）について、学習会等を通じて理解を深めます。

市の役割

- ・ その 83 地区ごとの景観づくりやルール（地区計画、建築協定、街づくり協定等）について、市民等の理解促進を図るとともに、専門家の派遣などを支援します。
- ・ その 84 景観づくりに関する普及啓発を進めます。（表彰制度の展開等）

■個性と活力ある都心の景観づくり

○個性的な表情を持ちながらも全体として調和がとれた統一感のある街並みの創出に努めます。

- 事業者の役割**
- ・事業所等の外観は、周辺の街並みに調和させるよう努めます。
 - ・市民、市と連携し、自らの立場から優れた都市景観の形成に努めます。
 - ・広告物は景観に配慮するよう努めます。

- 市の役割**
- ・その 85 公共施設等のデザイン向上に努めます。
 - ・その 86 公共事業を行う国・県等の関係機関へ協力を要請します。
 - ・その 87 民間建築物等の景観づくりを促します。

○緑やオープンスペースなどの空間を生かした、快適で安全な街並みの創出に努めます。
(各主体の役割は「都市空間」を参照してください。)

■安全で市民にやさしい景観づくり

○歩行者空間を豊かにする景観づくりを進めます。

《個別指標》 2 m以上の歩道幅員の延長

- 市の役割**
- ・その 88 ゆとりある歩道の確保や歩道と車道の区画部の改善、誘導用床材の使用やわかりやすいサインの設置と街並みとの調和を進めます。

○景観ネットワークの構築を推進します。

- 市の役割**
- ・その 89 歩行者系ネットワークの整備を進めます。

歴史を物語る景観資源の保全・活用

■歴史と文化を生かした景観づくり

○歴史と文化を生かした景観づくりを進めます。

- 市民の役割**
- ・地域の歴史的資源、文化的資源の保全と継承に努めます。

- 市の役割**
- ・その 90 歴史的資源、文化的資源の保全と継承及び普及に努めます。

1. 施策の方向と各主体の役割

安全

都市
環境

地震や異常気象に伴う自然災害のリスクが高まっている現状を踏まえ、建物の耐震性の強化や水害等への適応を図り、安全性の確保に努めるとともに、発災時の対策を推進します。あわせて、災害に対する意識を高め、自主的な防災活動を充実し、災害に強いまちづくりを実現します。

また、近年、ダイオキシン類などによる環境汚染対応や、有害化学物質の使用と排出の抑制が求められています。これらの化学物質等による環境リスクの低減に向けて、市民、事業者、市による情報の共有を基盤として、それぞれの立場に応じた取組みを推進します。

目標：安心して生活できるまち

【全体の数値目標】 環境中の基準濃度を超過した有害化学物質数 ゼロ

施策の方向と各主体の役割

地震や異常気象に伴う自然災害への対応

■自然災害対策

○総合的な治水対策を推進します。

《個別指標》引地川（市内）一次改修率、雨水整備率

（雨水の地下浸透については「水循環」を参照してください。）

市の役割

- ・その 91 河川の洪水対策を進めます。
- ・その 92 雨水整備を進めます。

○建築物や屋内の安全確保に努めます。

市民の役割

- ・災害時に備えて、補強工事等を行うように努めます。

事業者の役割

- ・災害時に備えて、補強工事等を行うように努めます。
- ・機械の倒壊・破損等による被害がでないよう、防止対策に努めます。

市の役割

- ・その 93 住宅の耐震化を促進します。

○災害に対する意識を高め、事前の備えに努めます。

《個別指標》 防災講話の実施回数

- 市民の役割**
 - ・日常生活において、避難経路上に自転車等を放置したりすることがないように努めます。
 - ・自然災害を受けやすい土地や避難経路など災害に対する理解を深め、事前の備えに努めます。
- 事業者の役割**
 - ・避難場所や避難経路を確保し、周知するよう努めます。
- 市の役割**
 - ・その 94 防災マップなどを活用し、災害に関する情報提供に努めるとともに、防災に関する意識啓発を行います。
 - ・その 95 災害時飲料水の供給対策として、耐震性貯水槽の維持管理を行います。

○自主防災活動の充実強化を図ります。

《個別指標》 自主防災組織編成率

- 市民の役割**
 - ・防災知識の普及を図り、防災訓練・防災資機材の点検を実施するとともに、災害時要配慮者の把握に努めます。
- 市の役割**
 - ・その 96 自主防災組織を育成・指導します。

○異常気象による災害対策を推進します。

- 市の役割**
 - ・その 97 異常気象による災害情報を提供します。

有害化学物質等による環境リスクの最小化

■ダイオキシン類への対応

○廃棄物等の焼却に伴う発生を抑制するよう努めます。

《個別指標》 ごみ焼却施設・下水処理場焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度

- 市民の役割**
 - ・原則、家庭ごみや庭木の剪定枝、刈草など野外焼却（野焼き）をしません。
- 事業者の役割**
 - ・小型焼却炉は、法令等の基準を満たした安全なものを使います。
- 市の役割**
 - ・その 98 ダイオキシン類の発生抑制に留意して施設を運転します。
 - ・その 99 国・県等の関係機関と連携を取り、ダイオキシン類の発生抑制のための指導等を行います。

○総合的なモニタリングを推進します。

《個別指標》 市内環境中のダイオキシン類濃度

- 市の役割**
 - ・その 100 ダイオキシン類のモニタリングを行います。

1. 施策の方向と各主体の役割

■有害化学物質など環境リスクへの対応

○化学物質の適正な管理を行い、有害なおそれのある物質の使用と排出を低減します。

《個別指標》大和市におけるPRTR法対象物質の環境排出量

- | | |
|--------|---|
| 事業者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の使用・排出・移動実態を把握し、適正な管理に努めます。 ・有害な物質の使用を低減するために、製法・原材料・設備機器等を改善します。 ・製品の製造段階からの化学物質の環境中への移行を低減します。 |
| 市の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・その 101 化学物質に関する情報提供や使用者に対する指導を行います。 ・その 102 事業所における化学物質の使用状況を把握します。 |

○製品の使用及び廃棄などに伴い、有害物質が発生しないよう努めます。

- | | |
|--------|---|
| 市民の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質が発生しないような物の使用に努めます。 |
| 事業者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用及び廃棄時に有害な物質が生じない製品の製造と販売に努めます。 |

○環境リスクに関する情報の共有化に努めます。

- | | |
|--------|---|
| 市民の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質等に対する意識の向上に努めます。 |
| 事業者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の使用・排出実態について PRTR 制度等を利用した情報提供に努めます。 |
| 市の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・その 103 廃棄物処理施設、最終処分場等における環境調査を行います。 ・その 104 廃棄物処理施設、最終処分場等の周辺の環境調査を行います。 ・その 105 環境リスクについての情報収集と提供に努めます。 ・その 106 有害化学物質による健康被害防止に向けて、適切な対応方法などについての情報提供を行います。 ・その 107 食の安全を阻害する環境要因に関する情報の収集と提供を行います。 ・その 108 食の安全に関する表示の啓発を行います。 ・その 109 環境放射線量を定期的に把握し、適切な対応に努めます。 |

産業

都市
環境

自然環境として大切な役割を果たしている農地の保全と活用を進める一方で、担い手となる後継者の育成に取組み、より環境負荷の少ない環境保全型の農業の営みを広げます。また、商工業においては、環境マネジメントシステムなどの普及を図り、ライフサイクルの視点から環境負荷の少ない製品づくり、環境に配慮した商品の販売利用など自主的な環境配慮行動を進めます。これら各産業における取組みを支え、深めることにより、事業活動における環境への負荷を低減させる取組みを促進していきます。

目標：農・工・商の調和するまち

【全体の数値目標】 環境に配慮した事業活動を行っている事業者割合 50%

施策の方向と各主体の役割

農業における環境対策の促進

■環境保全型農業の推進

○耕作等に伴う環境負荷を低減します。

事業者の役割 ・有機肥料を積極的に活用し、化学肥料を過剰に使用しないようにします。

・低農薬栽培に努めます。

市の役割 ・その 110 環境に配慮した農業を促します。

○輸配送等に伴う環境負荷を低減します。

市民の役割 ・大和で生産された農作物の積極的な購入に努めます。

事業者の役割 ・農産物の直販等を進めます。

■農地の保全と活用（各主体の役割は「緑」を参照してください。）

○市民農園等の拡充を図ります。

○二次的自然環境としての農地の保全に努めます。

《個別指標》総農家数、経営耕作地面積

市の役割 ・その 111 農業後継者の育成に努めます。

1. 施策の方向と各主体の役割

工業における環境対策の促進

■環境共生型工業の推進

○環境マネジメントシステムの構築を進めます。

《個別指標》環境マネジメントシステム導入事業所数

- 事業者の役割**
- ・環境教育制度等による従業員の環境意識の向上やエコ・オフィス化を検討します。
 - ・環境保全にむけての経営方針の確立と社内体制の整備に努めます。
 - ・ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入を検討します。

- 市の役割**
- ・その 112 環境マネジメントシステムの普及に努めます。

○環境負荷を低減します。

- 事業者の役割**
- ・公害対策など環境負荷の低減を進めます。
 - ・環境保全のための技術開発を進めます。
 - ・ライフサイクルアセスメントの導入等による設計段階から環境への負荷低減を検討します。

- 市の役割**
- ・その 113 ライフサイクルアセスメントなど環境負荷低減のための意識啓発を行います。

○省エネ法に基づいて、エネルギーの使用合理化を図ります。

(各主体の役割は「エネルギー」を参照してください。)

○環境保全型企業を育てます。

- 事業者の役割**
- ・地域工業会の組織化を進めます。
 - ・環境に配慮した製品や事業活動を積極的にPRします。
 - ・製品に係る環境情報の表示に努めます。

- 市の役割**
- ・その 114 積極的な環境対策のために必要な支援を行います。
 - ・その 115 優れた環境保全活動についての情報を収集し、提供します。

商業における環境対策の促進

■環境配慮型商業の推進

○環境マネジメントシステムの構築を進めます。

(各主体の役割は「工業における環境対策」を参照してください。)

○環境に配慮した商品の販売利用を推進します。

市民の役割 ・エコマーク製品等の優先的な購入に努めます。

事業者の役割 ・環境に配慮した商品を優先的に販売します。
 ・環境に配慮した物品を優先的に調達します。
 ・消費者の環境に配慮した行動に対する優遇制度(買い物袋スタンプ 等)の拡充を検討します。

市の役割 ・その 116 商店間の環境対策の連携を促します。

○輸配送等に伴う環境負荷を低減します。

事業者の役割 ・共同輸配送による走行台数の抑制や、貨物自動車駐車時間の検討などを進めます。
 ・搬入出時の輸配送車や、買い物時の市民の路上駐車等を解消するために、駐車場の確保に努めます。

○環境に配慮した商店を育てます。

市民の役割 ・環境に配慮した商店の利用に努めます。
 ・環境に配慮した商品や事業活動を積極的にPRします。
 ・商品に係る環境情報の表示に努めます。

市の役割 ・その 117 環境に配慮した商店や優れた環境保全活動についての情報を収集し、提供します。

1. 施策の方向と各主体の役割

基地

都市
環境

深刻な航空機騒音など基地に起因する諸問題の解決に向け、NLPの硫黄島への全面移転など空母艦載機の着陸訓練を厚木基地で実施しないよう求め、騒音被害解消に向けた取組みを進めるとともに、基地機能の移転・縮小、全面返還に向けて、今後も県や近隣市と連携し、国や関係機関へのはたらきかけを続けていかななくてはなりません。また、騒音問題に加えて、環境汚染の恐れや航空機事故等の懸念もあり、基地に係る安全性を確保するための取組みをあわせて推進します。

目標：航空機騒音のないまち

【全体の数値目標】 航空機騒音に係る環境基準の達成率 100%
航空機騒音を遜減させるよう取り組む

施策の方向と各主体の役割

航空機騒音の軽減に向けたはたらきかけの継続

■着陸訓練の中止要請

○NLPの硫黄島への全面移転など空母艦載機の着陸訓練を厚木基地で実施しないよう求める取組みを進めます。

《個別指標》NLPなど厚木基地における空母艦載機の着陸訓練実施期間中の騒音測定回数

市民の役割

・NLPの全面移転など空母艦載機の着陸訓練を厚木基地で実施しないよう求める取組みに協力します。

事業者の役割

・NLPの全面移転など空母艦載機の着陸訓練を厚木基地で実施しないよう求める取組みに協力します。

市の役割

・その118 NLPの硫黄島全面移転など空母艦載機の着陸訓練を厚木基地で実施しないよう求める取組みを継続します。
・その119 NLPなど厚木基地での空母艦載機の着陸訓練実施による騒音影響の把握を継続します。

■基地の機能縮小・返還への取組み

○基地機能の縮小化を要請します。

市民の役割

・基地機能縮小化等への働きかけに協力します。

事業者の役割

・基地機能縮小化等への働きかけに協力します。

市の役割

・その120 基地機能の縮小化への働きかけを、近隣市と連携し継続して行います。

○基地の全面返還に向けて、取組みを進めます。

《個別指標》航空機騒音L d e n（市内測定点5箇所）、航空機騒音に係る苦情件数

市民の役割 ・基地返還に対する取組みに協力します。

事業者の役割 ・基地返還に対する取組みに協力します。

市の役割 ・その 121 県や近隣市と連携し、基地の全面返還に向けて取組みを継続して行います。

■航空機騒音の監視

○航空機騒音の状況を把握します。

《個別指標》航空機騒音測定回数

市の役割 ・その 122 航空機騒音の測定を継続します。

■障害の防止・軽減対策の推進

○公共的施設の障害防止対策の取組みを進めます。

市の役割 ・その 123 公共的施設の障害防止対策をさらに進めます。

基地に係る安全性の確保

■基地に係る環境汚染の防止

○基地に係る環境汚染の未然防止を図ります。

市の役割 ・その 124 汚染物質が周辺環境に排出されることのないよう要請します。

・その 125 基地周辺の地下水汚染の状況把握に努めます。

・その 126 基地周辺の大気の汚染状況の把握に努めます。

■災害時の対策

○航空機事故等の対策を進めます。

市の役割 ・その 127 災害時の対応体制を確立します。

1. 施策の方向と各主体の役割

都市空間

都市環境

地球環境に配慮して、環境への負荷の低減を図るため、円滑な自動車交通はもとより、歩行者や車いす・自転車利用者が快適に安心して移動できる基盤整備を進めていきます。また、自然環境と調和したゆとりとやすらぎのある快適なまちを目指し、緑と水辺を生かして都市空間の質の向上を図るとともに、適切な環境配慮の組み込まれた開発や異なる土地利用用途の共存など土地利用における環境対策を柱とした施策を推進していきます。

目標：都市空間のゆとりのあるまち

【全体の数値目標】 一人当たりの都市公園等面積 6.8 m²以上

施策の方向と各主体の役割

基盤整備による環境負荷の低減

■人と環境にやさしい社会基盤の整備

○歩行者や自転車利用者が安心して移動できる空間を確保します。

《個別指標》駐輪場の稼働率

事業者の役割

・幹線道路などの道路整備に際しては、沿道のセットバックなど歩行者空間の確保に努めます。

市の役割

- ・その 128 乗り入れ状況に応じた駐輪場の整備を促します。
- ・その 129 市内道路網の骨格をなす道路において、自転車通行帯を整備、維持し、歩行者・自転車利用者双方の安全性を高めます。
- ・その 130 生活道路などにおいて、歩行者と車の共生化や車のスピードを落とすような仕組みを工夫します。

○高齢者や障がい者等に配慮した施設づくりを進めます。

《個別指標》2 m以上の歩道幅員の延長(再掲)、公共施設におけるバリアフリー化率

事業者の役割

・高齢者や障がい者等に配慮した施設の設置に努めます。

市の役割

- ・(再掲) ゆとりある歩道の確保や歩道と車道の区画部の改善、誘導用床材の使用やわかりやすいサインの設置と街並みとの調和を進めます。
- ・その 131 交通バリアフリー化を推進します。
- ・その 132 道路のバリアフリー化を推進します。

○都市間交通を担うラダーパターンの幹線道路の整備を進めます。

《個別指標》ラダーパターン整備率、道路率

市の役割 ・(再掲) ラダーパターンの幹線道路の整備を進めます。

○道路を安心して利用できるように配慮します。

市民の役割 ・違法駐車、違法駐輪はしないようにします。

・混雑時の自家用車の利用はさけるようにします。

事業者の役割 ・輸配送に際しては、生活道路などの利用は控えます。

・路上に資材等を放置したり、車両を違法駐車することのないようにします。

市の役割 ・その 133 交通安全思想の普及啓発を進めます。

都市空間の質の向上

■公園等の整備

○緑豊かな公園の整備を進めます。

《個別指標》基幹公園面積

市の役割 ・その 134 住区内に街区公園又はそれに準じる機能を持つ公園の整備を進め、緑化を推進します。

・その 135 まとまった面積での公園の整備や緑のネットワーク化を図ります。

■親水性の確保

○水辺とふれあえる空間の保全と創造に努めます。

《個別指標》境川・引地川(市内)の親水性護岸の整備済延長

市の役割 ・その 136 親水護岸、親水空間の整備を進めます。

■光害対策

○光害対策の推進に努めます。

《個別指標》光害に関する苦情件数

市民の役割 ・光害問題を理解し、その防止や緩和に取り組みます。

事業者の役割 ・光害問題を理解し、その防止や緩和に取り組みます。

市の役割 ・その 137 環境省「光害対策ガイドライン」に基づき対応に努めます。

1. 施策の方向と各主体の役割

■ ヒートアイランド対策

○ ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

《個別指標》 保水性舗装道路整備延長

市の役割

- ・ その 138 オープンスペースの確保に努めます。
- ・ その 139 敷地、屋上、壁面の緑化を進めます。
- ・ その 140 風の通り道を確保します。
- ・ その 141 保水性舗装道路の整備を進めます。

土地利用における環境対策の推進

■ 開発等に伴う環境配慮

○ 開発等に伴う環境問題の発生を未然に防止します。

市の役割

- ・ その 142 地域住民の良好な生活環境を確保するため、開発事業等に対する指導を継続します。

■ 土地利用における共生

○ 土地利用用途が共存する地域での環境への配慮を進めます。

事業者の役割

- ・ 良好な相隣関係の創出に協力します。

市の役割

- ・ その 143 新たに大規模土地利用転換が行われる場合には、地域の環境を阻害しないよう、土地利用誘導を推進します。

快適な歩行者空間づくり

■ 歩行者空間の整備

○ 歩いて楽しく移動できる仕組みづくりを進めます。

市の役割

- ・ その 144 歩行者系ネットワークの整備を進めます。
- ・ その 145 公共交通機関を利用しやすい環境づくりの推進に努めます。(結節点での乗り換えの容易性を確保します。)

地球環境

地球
環境

科学的所見から地球温暖化が進行していることが明らかになり、気候変動に伴う深刻な影響が懸念されています。その主要な原因は、二酸化炭素等の人為的な温室効果ガスの排出であり、私たちの普段の日常生活におけるエネルギーの使用や自動車の利用などと密接に結びついたものが多いため、温室効果ガスの削減に向けた取組みを強化し、地球温暖化の防止に努めます。また、局地的な集中豪雨や短時間の大雨など異常気象の発生頻度が高まっていることから、地球温暖化が進行していることを改めて認識し、気候変動に適応したまちづくりを進めていく必要があります。

このほか、地球規模での環境問題として、オゾン層の保護、酸性雨対策といった課題に対し、様々な主体との連携を図って、積極的に行動していく施策を推進します。

目標：地球市民としての自覚を持って行動するまち

【全体の数値目標】 温室効果ガス排出量 40%削減（2013年度比）

施策の方向と各主体の役割

地球温暖化の防止・適応に向けた取組みの推進

■産業での省エネルギーの推進

○省エネルギーを進めます。（各主体の役割は「エネルギー」を参照してください。）

■民生での省エネルギーの推進

○省エネルギーを進めます。（各主体の役割は「エネルギー」を参照してください。）

■再生可能エネルギーの活用

○再生可能エネルギーの活用に努めます。
（各主体の役割は「エネルギー」を参照してください。）

■廃棄物・廃熱の有効利用

○廃棄物・廃熱を有効利用します。
（各主体の役割は「エネルギー」を参照してください。）

○資源の循環と廃棄物の発生抑制を進めます。
（各主体の役割は「資源」を参照してください。）

1. 施策の方向と各主体の役割

■交通・運輸での省エネルギーの推進

- 自動車交通量を低減します。(各主体の役割は「空気」を参照してください。)
- 自動車の利用方法を改善します。(各主体の役割は「空気」を参照してください。)

■緑の保全と創造

- 緑の保全と創造、緑化を進めます。(各主体の役割は「緑」を参照してください。)

■地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化防止対策を地域一体となって進めます。

《個別指標》温室効果ガス排出量

市の役割

- ・その 146 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を推進し、地球温暖化防止に努めます。

■気候変動への適応

- 熱中症などによる健康リスクの低減を図ります。

市民の役割

- ・熱中症や感染症に関する情報を入手し、予防に努めます。

市の役割

- ・その 147 健康教室やポスター、パンフレット等による熱中症予防の普及啓発を行うとともに、市内の気温が 35℃を超えた時に、熱中症に対する注意喚起を実施し、熱中症の予防に取り組めます。
- ・その 148 感染症予防に向けた普及啓発を進めます。

- 自然災害に対応した備えを充実します。
(各主体の役割は「安全」を参照してください。)

- ヒートアイランド現象を緩和します。
(各主体の役割は「都市空間」を参照してください。)

オゾン層の保護・酸性雨対策の継続的な推進

■特定フロン等の排出量の削減

○オゾン層破壊物質の使用をひかえ、排出を抑制し、適切な処理をします。

市民の役割

- ・家庭用冷蔵庫やエアコン、カーエアコンに含まれる特定フロン回収に協力します。
- ・冷蔵庫、自動車などの購入時におけるノンフロン製品の選択、購入に努めます。

事業者の役割

- ・冷媒や断熱材等に使用されている特定フロンの回収に努めます。
- ・冷蔵庫、自動車などの購入時におけるノンフロン製品の選択、購入に努めます。
- ・オゾン層破壊物質の使用合理化と排出抑制に努めます。

市の役割

- ・その 149 冷蔵庫、自動車などの購入時におけるノンフロン製品の選択、購入に努めます。

■窒素酸化物の排出抑制対策

○省エネルギーを進めます。(各主体の役割は「地球温暖化の防止・適応に向けた取組みの推進」を参照してください。)

○再生可能エネルギーの活用に努めます。(各主体の役割は「地球温暖化の防止・適応に向けた取組みの推進」を参照してください。)

○自動車交通対策を進めます。(各主体の役割は「空気」を参照してください。)

○工場・事業場対策を進めます。(各主体の役割は「空気」を参照してください。)

市民・事業者との連携・協力

■行動促進に向けた意識啓発

○地球環境保全に関する取組みを促す意識啓発を進めます。

市の役割

- ・その 150 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく各主体による取組みを促します。

1. 施策の方向と各主体の役割

水循環

循環

雨水が地下に浸透しにくくなり、わき水の量の減少や枯渇がみられ、平常時の河川流量の減少など、自然の水の循環が断ち切れつつあります。

このような現状の中、水循環基本法に示された考え方を踏まえ、市域の水循環システムの回復に向けて、雨水の有効利用や河川の水辺環境の整備による水源保全の取組みを促進し、流域全体での健全な水循環を確保することを目指します。また、水循環を支える大切な基盤である地下水・土壌は、量と質の両面から保全していきます。そして、水循環に対する意識を高めていくためにも、水との親しみをもてるまちづくりを進めていきます。

目標：水との親しみのあるまち

【全体の数値目標】 雨水貯留槽購入費補助申請累積件数 650件

施策の方向と各主体の役割

健全な水循環の確保

■ 雨水の活用

○ 雨水の利用を進めます。

- | | |
|--------|---|
| 市民の役割 | ・ 雨水の有効利用に努めます。 |
| 事業者の役割 | ・ 雨水の有効利用に努めます。 |
| 市の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ その 151 雨水調整槽の整備を進めます。 ・ その 152 宅地内の雨水活用を促します。 ・ その 153 合流式下水道の改善とあわせ、雨水活用を進めます。 |

■ 水の使用量抑制

○ 水の使用量を減らせるように工夫します。

《個別指標》水道使用量（有収水量）

- | | |
|--------|---|
| 市民の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 節水に努めます。 ・ 節水型機器を積極的に活用します。 |
| 事業者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用水量の削減に努めます。 ・ 節水型機器を積極的に活用します。 |
| 市の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ その 154 節水を促します。 |

■水の再利用

○水を繰り返し使います。

- | | |
|--------|--------------|
| 市民の役割 | ・水の再利用に努めます。 |
| 事業者の役割 | ・水の再利用を進めます。 |

河川の水辺環境の保全

■親水性の確保

○水辺空間の保全と創造に努めます。

(各主体の役割は「都市空間」を参照してください。)

■治水に対する取組み

○河川の治水対策を実施します。(各主体の役割は「安全」を参照してください。)

地下水・土壌の保全

■雨水の地下浸透

○住宅地や道路での雨水の浸透を進めます。

《個別指標》宅地内雨水浸透樹設置数、透水性舗装整備済延長

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 市民の役割 | ・宅地内での雨水浸透樹の設置に努めます。 |
| 事業者の役割 | ・事業所内での雨水浸透樹の設置に努めます。 |
| 市の役割 | ・その 155 雨水浸透樹設置の指導を行います。 |
| | ・その 156 公共施設での雨水浸透設備の設置に努めます。 |
| | ・その 157 雨水の浸透に配慮した道路整備を進めます。 |

■地下水のくみ上げ抑制

○地下水の実態を把握し、合理的に使用します。

- | | |
|--------|-------------------|
| 事業者の役割 | ・地下水の合理的な利用に努めます。 |
|--------|-------------------|

1. 施策の方向と各主体の役割

■ 汚染の防止

○有害物質による汚染を未然に防止します。

事業者の役割

- ・有害な物質を含む排水等を地下に浸透しないようにします。
- ・事故時において有害な物質が地下に浸透することのないよう防止対策を講じます。
- ・有害な物質の使用地を適正に管理し、土地の区画形質の変更等に伴う公害を防止します。

市の役割

- ・その 158 地下水汚染の防止について指導します。
- ・その 159 土壌の汚染防止に努めます。（各主体の役割は「安全」も参照してください。）

○地下水・土壌の汚染状況を把握します。

《個別指標》市内メッシュ調査での地下水環境基準項目達成率

市の役割

- ・その 160 地下水の水質測定を継続します。

資源

循環

物質的な豊かさの追求や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、莫大な資源を消費し、種々の環境問題を引き起こしています。

私たちのライフスタイルを循環型のものに変革して、廃棄物の発生量を減らし、なるべく繰り返し製品を使用し、発生した廃棄物についても各主体の公平な役割分担によって適正に処理するとともに再生利用を進め、持続的に発展する資源循環型社会システムの構築を推進していきます。

目標：物質循環のなされているまち

【全体の数値目標】 資源化率 32.2%以上

市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 438g未満

施策の方向と各主体の役割

ごみの適正処理

■適正な収集・運搬の推進

○適正な収集・運搬に努めます。

市民の役割

・ごみは、指定のごみ袋を使用し、口を結んで出します。

市の役割

- ・その 161 適正なごみの出し方などをPRします。
- ・その 162 集合住宅等のごみ置場の適正配置に努めます。

○効率的な収集・運搬に努めます。

《個別指標》家庭系ごみ収集量（可燃ごみ）

事業者の役割

・製品等の処理困難性を事前に評価し、製品等の適正処理に協力します。

市の役割

- ・その 163 ごみ量や地域区分を考慮して収集車両を配備します。
- ・その 164 有害物の別途収集に努めます。

■適正な処理・処分の推進

○一般廃棄物を適正に処理します。

《個別指標》環境管理センターごみ処理施設の排ガス中有害物質濃度

事業者の役割

・製品等の処理困難性を事前に評価し、製品等の適正処理に協力します。

市の役割

- ・その 165 衛生的かつ効率的な処理を実施し、減量化を進めます。
- ・その 166 ごみ処理に伴う公害防止対策を進めます。
- ・その 167 適正処理困難物の指定に努めます。

1. 施策の方向と各主体の役割

○一般廃棄物を適正に処分します。

《個別指標》焼却灰・破砕残さの発生量

市の役割

- ・その 168 最終処分場の確保を進めます。
- ・その 169 焼却灰の有効利用について検討します。
- ・その 170 最終処分場の適正な管理を行い、埋立完了後の対応を検討します。
- ・その 171 広域処分について検討します。

○事業活動に伴って発生する廃棄物の適正な管理と処理・処分を行います。

《個別指標》事業系ごみの搬入量、許可業者による事業系ごみの収集対象事業所数

事業者の役割

- ・事業活動に伴って発生する廃棄物の適正な処理・処分を行います。
- ・管理票を活用し、自社が排出した廃棄物の流れの適正な管理に努めます。
- ・適切な処理・処分を行います。

市の役割

- ・その 172 事業活動に伴って発生する廃棄物が適正に処理・処分されるよう指導等を行います。

資源循環の促進

■資源循環型の消費活動の促進

○無駄な消費を抑制することにより、資源の保護に努めます。

市民の役割

- ・不要な商品を購入しないよう努めます。
- ・過剰包装を断り、使い捨て製品の利用を控えます。

事業者の役割

- ・過剰包装等を行わないよう努めます。

市の役割

- ・その 173 ごみの減量化・資源化に関する意識の啓発に努めます。

○再生資源を活用した製品の製造・販売・利用に努めます。

市民の役割

- ・リサイクル製品を積極的に活用します。

事業者の役割

- ・再生資源を原料とした製品の製造・販売に努めます。
- ・リサイクルの容易な製品の開発とリサイクル体制の構築に努めます。
- ・リサイクル製品を積極的に活用します。

市の役割

- ・(再掲) ごみの減量化・資源化に関する意識の啓発に努めます。

○グリーン購入の推進に努めます。

市の役割

- ・その 174 グリーン購入の積極的な調達・使用に努めます。

廃棄物の減量化・資源化のさらなる推進

■廃棄物の減量化

○経済的手法の導入を進めます。

市の役割 ・その 175 ごみ処理費用の適正負担導入効果を検証します。

○有機物のリサイクルを進めます。

《個別指標》生ごみ処理容器累積設置基数

市民の役割 ・生ごみ処理容器(コンポスト等)の利用に努めます。

事業者の役割 ・生ごみの減量化、リサイクルを進めます。

市の役割 ・その 176 公共施設からの生ごみの資源化事業を進めます。
 ・その 177 緑のリサイクルに努めます。
 ・その 178 一般住宅・集合住宅での生ごみ処理容器(コンポスト等)の普及に努めます。

■使用済み製品の再利用

○拡大生産者責任制度の構築に向けた取組みを検討します。

市の役割 ・その 179 拡大生産者責任制度の構築に向けた取組みを検討します。

○リターナブル容器を積極的に導入・使用します。

《個別指標》分別回収における空きびん回収量

市民の役割 ・リターナブル容器の利用に努めます。

事業者の役割 ・リターナブル容器を積極的に導入・使用します。

○製品の修理・不用品の交換システムの構築に努めます。

市民の役割 ・まだ使えるものは修理して使用したり、不用になったものは交換に努めます。

事業者の役割 ・製造・販売した製品の修理や回収に努めます。

1. 施策の方向と各主体の役割

■ごみの資源化

○資源分別回収をさらに進めます。

《個別指標》リサイクルステーション数、資源分別回収量、使用済小型家電回収実績、ごみアプリダウンロード数

市民の役割

・分別回収に積極的に協力します。

事業者の役割

・販売した製品や容器包装、サービスの提供に伴う包装等の引き取りを進めます。

市の役割

・その 180 資源回収についての広報を継続し、資源に対する意識を啓発します。
 ・その 181 ごみアプリを活用し、資源回収等の情報を広く提供します。
 ・その 182 リサイクルステーションを増やすなど、資源分別回収システムの改善・拡充と安定化を図ります。

○中間処理段階での資源化を一層進めます。

《個別指標》中間処理資源化量

市の役割

・その 183 資源化施設の整備を進めます。

■事業活動に伴う廃棄物の減量と資源化

○事業活動に伴って発生する廃棄物を減らします。

《個別指標》事業系ごみの搬入量（再掲）、下水汚泥の資源化量

事業者の役割

・事業活動に伴って発生する廃棄物に関する実態の把握と発生の抑制を進めます。
 ・事業活動に伴って発生する廃棄物の再使用、リサイクルを進めます。
 ・事業活動に伴って発生する不用物の交換等による有効利用を図ります。

市の役割

・その 184 事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化・資源化を進めるため、排出実態の把握・指導・意識啓発などの施策を進めます。
 ・その 185 下水道事業に伴って発生する汚泥等の減量化・資源化を進めます。

エネルギー

循環

地球温暖化の防止のため、さらなる省エネルギーの促進に向けて、市民・事業者への普及啓発、効率の良いエネルギーの使用や製品・技術の活用を進めていきます。

また、太陽光発電などの再生可能エネルギーや廃棄物・廃熱の有効利用について、市民・事業者への普及を促進することなどにより一層推進し、エネルギーの地産地消を進めます。

目標：エネルギーを有効に利用するまち

【全体の数値目標】 住宅用太陽光発電システム等補助累積件数 2,500件

施策の方向と各主体の役割

さらなる省エネルギーの推進

■産業での省エネルギーの推進

○電気使用量を節約します。

《個別指標》電気使用量

事業者の役割

- ・電気機器を効率よく使用し、熱や電気の損失を防止します。
- ・昼夜・季節間の電力負荷の平準化に努めます。

○燃料使用量を節約します。

《個別指標》都市ガス使用量

事業者の役割

- ・石油・ガス機器類を効率よく使用し、熱の損失を防止します。

○省エネルギー型製品・技術（燃料電池・コージェネレーションなど）を活用します。

事業者の役割

- ・省エネルギー型製品の開発・販売を進めます。
- ・省エネルギー型設備・機器類の導入に努めます。
- ・省エネルギー型技術を取り入れて工程を改善します。

○建物の省エネルギー化を進めます。

事業者の役割

- ・建物の省エネ性能の向上や設備機器の高効率化、ZEBやBEMSの導入を検討するなどして、業務用ビルの省エネルギー化に努めます。

市の役割

- ・その186 公共施設の省エネルギー診断等を進め、ZEBやBEMSの導入を検討します。
- ・その187 業務用ビルにおける省エネルギーへの配慮を促します。

1. 施策の方向と各主体の役割

■ 民生での省エネルギーの推進

○電気使用量を節約します。

《個別指標》電気使用量（再掲）

市民の役割 ・電気機器を上手に使用します。

○燃料使用量を節約します。

《個別指標》都市ガス使用量（再掲）

市民の役割 ・石油・ガス機器類を上手に使用します。

○省エネルギー型製品・技術（燃料電池・コージェネレーションなど）を活用します。

《個別指標》家庭用燃料電池システム設置件数

市民の役割 ・省エネルギー型機器の購入・活用を通じて、日常生活などで省エネルギーを心がけます。

・ネットゼロエネルギー住宅（ZEH）やHEMSなど省エネルギー技術の導入に努めます。

市の役割 ・その 188 市民の省エネルギー行動を支援します。

○建物の省エネルギー化を進めます。

市民の役割 ・住宅の新築においてはZEHやHEMSの導入を検討します。

市の役割 ・その 189 省エネルギーに配慮した市営住宅を建設します。

・その 190 新築住宅における省エネルギーへの配慮を促します。

■ 省エネ意識の普及啓発

○省エネルギーに関する意識啓発を行います。

市の役割 ・その 191 省エネルギーに関する情報提供を進めます。

・その 192 省エネルギーに関する意識の啓発に努め、市民のライフスタイルの転換を促します。

■ 交通・運輸での省エネルギーの推進

○自動車交通量を低減します。

（各主体の具体的な役割は「空気」を参照してください。）

○自動車の利用方法を改善します。

（各主体の具体的な役割は「空気」を参照してください。）

再生可能エネルギーの普及促進

■再生可能エネルギーの活用

○再生可能エネルギーの活用に努めます。

《個別指標》公共施設への再生可能エネルギーの導入設備の容量

- | | |
|--------|---|
| 市民の役割 | ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用に努めます。 |
| 事業者の役割 | ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用に努めます。 |
| 市の役割 | ・その 193 再生可能エネルギーの活用などに向けた普及・啓発を図ります。
・その 194 公共施設において再生可能エネルギーの導入に努めます。 |

■廃棄物・廃熱の有効利用

○廃棄物・廃熱を有効利用します。

《個別指標》ごみ1 t当たりの発電量

- | | |
|--------|---|
| 事業者の役割 | ・廃棄物のサーマルリサイクルを検討します。
・コージェネレーションや廃熱回収設備等の導入に努めます。 |
| 市の役割 | ・その 195 ごみ処理施設や下水道等でのエネルギーの有効利用を図ります。 |

1. 施策の方向と各主体の役割

環境保全活動

環境保全
活動

様々な環境問題を解決し、持続可能なコミュニティづくりを進めていくために、市民、事業者、市といった様々な主体が積極的に参加して、お互いに学びあう中で課題を共有し、環境を守るために力を合わせ、役割を分担して行動することが求められています。

体験型の環境教育の推進とともに、環境講座の充実を図る中で、参加のすそ野を拡大し、相互の交流を促進することによって、連携・協働の仕組みづくりを進めます。

目標：環境にやさしい市民のまち

【全体の数値目標】 市内全校のやまと みどりの学校プログラムへの参加

「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多い」と感じる市民割合 50%

施策の方向と各主体の役割

持続可能なコミュニティづくりの推進

■環境学習の推進

○市民の環境学習の機会を増やします。

《個別指標》環境講座等参加人数

市民の役割

・環境講座、シンポジウムなどに参加し、環境問題について学習します。

市の役割

・その 196 指定管理者に対して環境に関する講座に係る情報提供等を実施します。
・その 197 環境に関する学習機会の提供を図ります。

○学校での環境教育を充実します。

《個別指標》やまとみどりの学校プログラム参加人員数

市の役割

・その 198 持続可能な開発のための教育の考え方を採り入れて、学校での環境教育を支援します。
・その 199 総合的な学習の時間における実践に努めます。
・その 200 体験的、問題解決的な学習の推進に努めます。
・その 201 やまとみどりの学校プログラムを推進します。

○職場での環境教育を行います。

事業者の役割

・経営者・従業員への環境教育を行います。

市の役割

・その 202 職員への環境教育を行います。

■活動の推進拠点の整備

○活動の拠点となる場を提供します。

- 市の役割**
- ・その 203 環境に関する学習ができる場を提供します。
 - ・その 204 情報交換の場の確保に努めます。

参加の実現

■参加の実現

○各主体の自主的な取組みを進めます。

- 市の役割**
- ・その 205 環境配慮指針の普及啓発を行います。

○環境保全団体の活動を促します。

- 市の役割**
- ・その 206 環境保全団体に関する情報提供を進めます。

○地域での環境保全活動を広げます。

《個別指標》環境モニタリング参加人数

- 市民の役割**
- ・地域での環境保全活動に参加します。
 - ・子どもたちの参加活動を手助けします。

- 事業者の役割**
- ・地域での環境保全活動に参加します。

- 市の役割**
- ・その 207 環境のモニタリングを進めます。

○地球環境を意識した活動に取り組めます。

(各主体の役割は「地球環境」を参照してください。)

連携・協力による環境保全活動

■各主体の協力による取組み

○各主体が協力して環境保全活動を進めます。

- 市民の役割**
- ・環境保全のために他の主体に積極的に働きかけます。
 - ・環境情報の収集に協力します。

- 事業者の役割**
- ・市民・市と協力して環境保全活動を進めます。
 - ・環境保全活動を支援します。
 - ・環境情報の収集に協力します。

- 市の役割**
- ・その 208 各主体の参加によるイベントを開催します。
 - ・その 209 各主体の参加による協働の仕組みを検討します。
 - ・その 210 市民参加による環境調査を行います。
 - ・その 211 環境保全活動を行う団体の支援を行います。
 - ・その 212 環境情報の収集と提供を進めます。

2. 重点施策

環境面での市民のニーズ、本市の抱える主要な課題を踏まえ、早急な対応が望まれている事項、社会的な要請が強い事項、着実な進展が求められている事項等に対し、優先的に実行していくものです。

I 地球温暖化対策の推進

1 方針

再生可能エネルギーの導入、公共交通への転換、建築物等の省エネルギー化、緑の保全やまちなかの緑化などを進め、将来世代にまで及ぶ地球温暖化について、その緩和策に取り組めます。また、地球温暖化による気候変動の影響を認識し、温暖化への適応策を検討して、リスクの最小化を図ります。

2 施策の方向性・関連指標・取組みの内容

①地球温暖化対策（緩和策）

施策の方向性	関連指標	主な取組み
再生可能エネルギーを活用します	住宅用太陽光発電システム等補助累積件数	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの普及促進 公共施設における再生可能エネルギー導入の推進
自動車交通量を減らします	登録自動車台数、各駅駐輪場の収容台数	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関、自転車の利用促進 次世代自動車への転換促進
省エネルギー化を促進します	家庭用燃料電池システム設置件数	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における省エネルギー化推進 民間建築物の省エネルギー化促進 省エネルギーに関する意識啓発
緑を保全しまちなかの緑を増やします	—	<ul style="list-style-type: none"> 緑の拠点、緑のネットワークの形成 都市型緑化(屋上緑化・壁面緑化)の推進

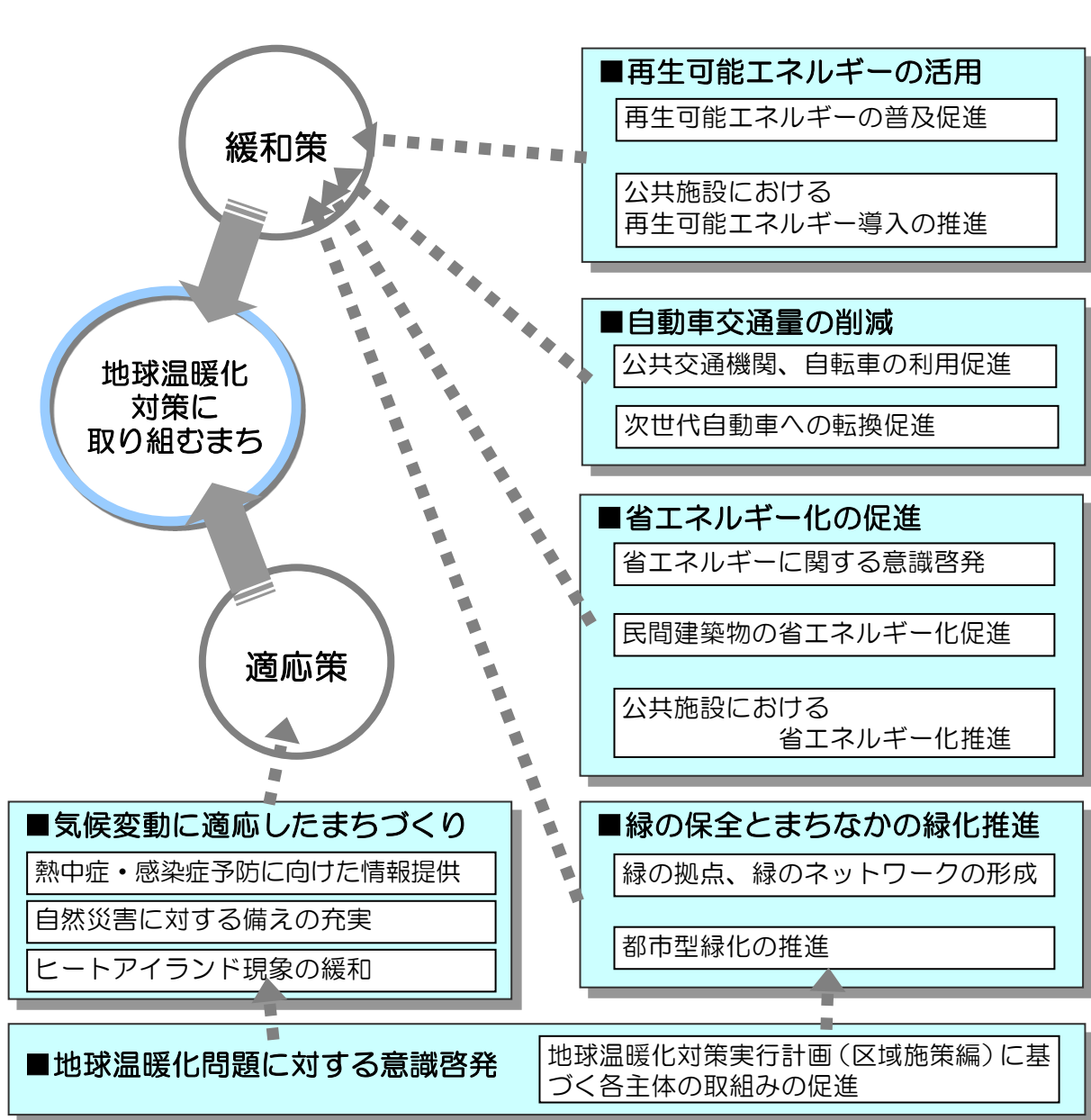
②地球温暖化対策（適応策）

施策の方向性	関連指標	主な取組み
気候変動に適応したまちづくりを進めます	—	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症・感染症予防に向けた情報提供 自然災害に対する備え（河川改修、調整池の整備・保全、防災意識啓発など）の充実 ヒートアイランド現象の緩和

③地球温暖化対策（意識啓発）

施策の方向性	関連指標	主な取組み
地球温暖化問題に対する意識を高めます	—	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく各主体の取組みの促進

3 施策フレーム



II 循環型社会の構築

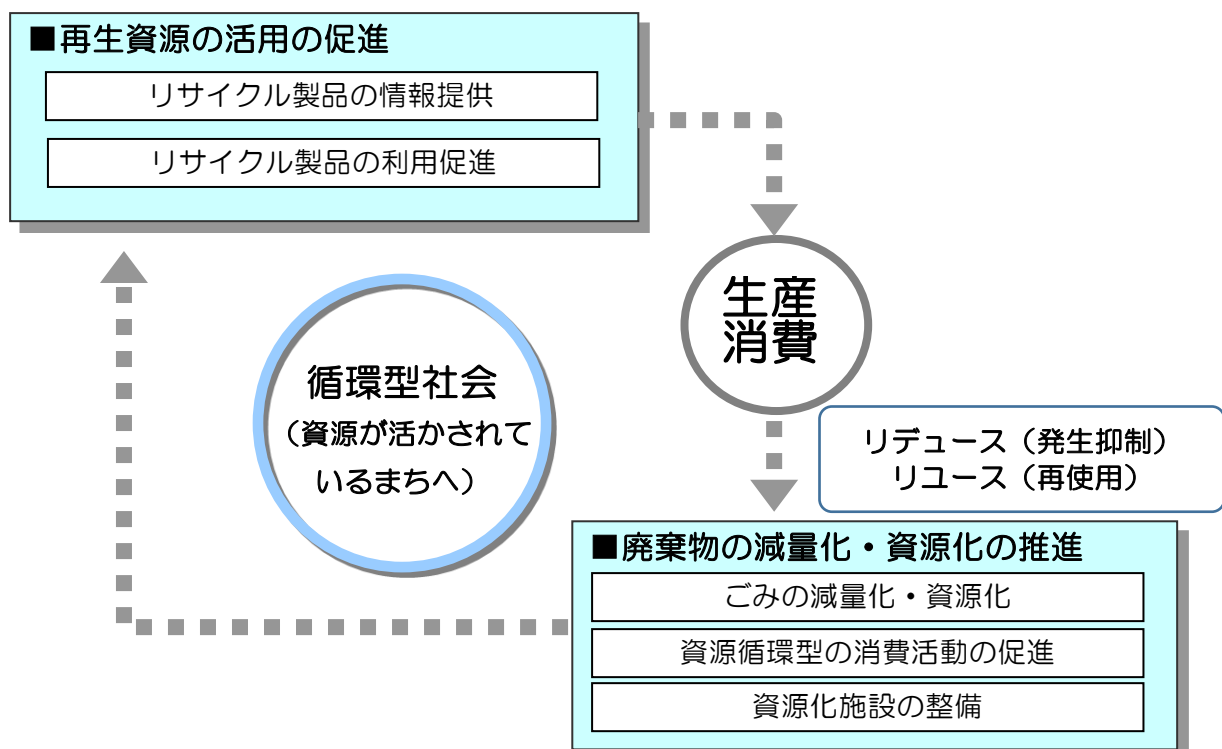
1 方針

循環型社会の形成とともに、地球環境保全につながることから、ごみの排出量を削減し、さらなる資源化に取り組むとともに、資源循環型の消費行動を促進します。特に、可燃ごみに占める割合の高い生ごみ等の有機性資源について減量化・資源化を検討していきます。また、市民等への意識啓発を通じて、ごみ分別のさらなる徹底を図り、資源としての回収率を高めるとともに、回収した古紙やペットボトル等の再生品利用の促進に取り組みます。

2 施策の方向性・関連指標・取組みの内容

施策の方向性	関連指標	主な取組み
廃棄物の減量化・資源化を進めます	資源分別回収量、生ごみ処理容器累積設置件数、中間処理資源化量	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・資源化の推進 資源循環型の消費行動の促進 資源化施設の整備
再生資源の活用を進めます	分別回収における生きびん回収量	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル製品の情報提供 リサイクル製品の利用促進

3 施策フレーム



Ⅲ 緑の保全・創出

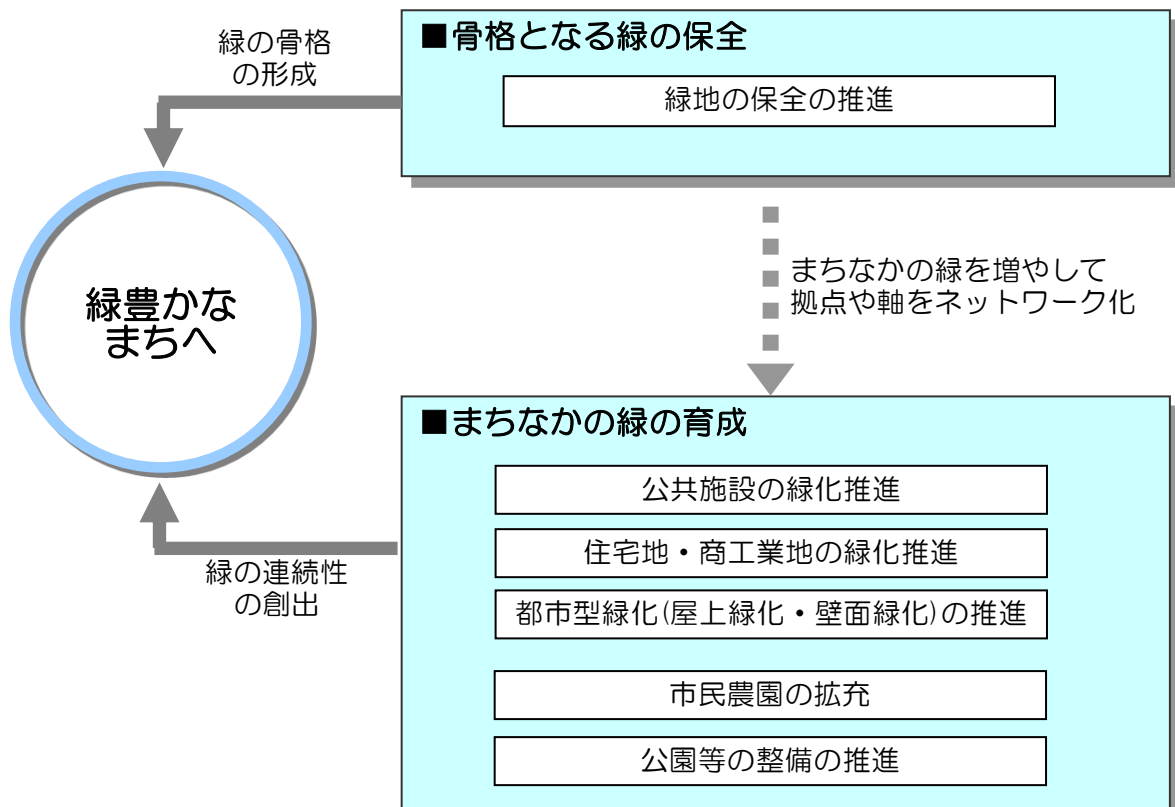
1 方針

既存のまともった緑を保全し、緑の骨格を形成します。加えて、公共施設（建築物・道路等）や住宅・事業所等の敷地内の緑化とともに、屋上緑化や壁面緑化による都市型緑化を推進し、まちなかの緑を増やすことによって、連続性のある、生物の生息環境にも配慮した緑のネットワークを創出します。

2 施策の方向性・関連指標・取組みの内容

施策の方向性	関連指標	主な取組み
骨格となる緑を保全します	保全緑地契約面積等	・緑地の保全の推進
まちなかの緑を育みます	都市計画道路の緑化延長率 都市公園等の面積	・公共施設の緑化推進 ・住宅地・商工業地の緑化推進 ・都市型緑化(屋上緑化・壁面緑化)の推進 ・市民農園の拡充 ・公園等の整備の推進

3 施策フレーム



IV 環境保全活動の推進

1 方針

環境学習や環境教育を進めて環境に配慮する意識を形成するとともに、美化意識の普及啓発を図り、各主体の協力による環境保全活動の礎づくりを進めます。

2 施策の方向性・関連指標・取組みの内容

施策の方向性	関連指標	主な取組み
環境に配慮する意識を形成します	やまとみどりの学校プログラム参加人員数	<ul style="list-style-type: none"> 市民の環境学習の機会の確保 学校での環境教育の充実 環境配慮指針の普及啓発
地域の美化活動を推進します	クリーンキャンペーンの参加人数、清掃の日のごみ収集量	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄・ポイ捨ての防止 美化活動の推進 市民・事業者の美化意識の啓発
各主体の協力による環境保全活動を進めます	—	<ul style="list-style-type: none"> 各主体の自主的な取組みの推進 各主体の協力による環境保全活動の推進

3 施策フレーム

